

○村上市事業所等合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成28年 3月31日

告示第220号

(趣旨)

第1条 この要綱は、産業の振興及び雇用の拡大並びに事業所の新設及び増設の促進を図り、本市経済の活性化に資するとともに、生活排水による公共用水域等の水質汚濁を防止することを目的として、市内の事業者が行う合併処理浄化槽設置整備に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、村上市補助金等交付規則(平成20年村上市規則第50号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号をすべて満たす事業者とする。

- (1) 市内で事業を営む者又は事業を営もうとする者
- (2) 別表第1に定める業種を営む者
- (3) 市税を滞納していない者

(対象地域及び建物)

第3条 補助金の対象となる地域及び建物は、次に掲げる区域外の事業所(併用住宅を除く)とする。

- (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定めた事業計画の処理区域
- (2) 農業集落排水事業処理区域

(補助の対象となる事業及び経費)

第4条 補助金の対象事業は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第2項の構造基準に適合する合併処理浄化槽又は変則合併処理浄化槽(以下「合併処理浄化槽等」という。)であること。
- (2) 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上で、かつ、放流水のBODが1リットル当たり20ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有するものであること。

2 補助対象経費は、合併処理浄化槽等の取得、設置及び配管に要する経費とする。

(補助金の交付対象とならない事業)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽等を設置する者
- (2) 事業所等を借りている者で、賃貸人の承諾を得られないもの
- (3) 年度内に事業が完了する見込みがないもの

(補助金額)

第6条 補助金の額は、別表第2に定める額と次の各号を比較して低い額とする(1,000円未満は切り捨て)。

- (1) 事業所の新設、増設及び移設に伴う合併処理浄化槽等の設置にあつては、補助対象経費の2分の1以内

- (2) 既設の事業所の合併処理浄化槽等の更新にあつては、補助対象経費の3分の1以内
(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ村上市事業所等合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 合併処理浄化槽等の構造を明らかにする平面図、断面図、配管系統図、設計計算書及び施工図
- (2) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (3) 合併処理浄化槽等の工事請負契約書の写し
- (4) 見積書の写し
- (5) 事業所等の平面図及び合併処理浄化槽等の設置位置を示す図面
- (6) 事業所等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の決定及び通知書類)

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、村上市事業所等合併処理浄化槽設置整理事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、又交付しないと決定した者に対しては、村上市事業所等合併処理浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知する。

(変更承認申請書等)

第9条 前条第2項の規定により補助金交付決定通知を受けた者が、補助金申請の内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、村上市事業所等合併処理浄化槽設置整備事業補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金申請の内容変更を承認し、補助金を交付することと決定した者に対しては、村上市事業所等合併処理浄化槽設置整備事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知する。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助金に係る完了後1箇月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに村上市事業所等合併処理浄化槽設置整備事業補助金実績報告書（様式第6号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 設置工事の施工状況写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、

補助金交付決定の内容及びこれに付した条件が適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、村上市事業所等合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金交付の取消し）

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（状況確認）

第14条 市長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を確認するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

対象となる業種の範囲	
日本標準産業分類	
大分類E 製造業に属するもの	
大分類G 情報通信業に属するもの（公共放送業を除く。）	
大分類H 運輸業、郵便業のうち運輸業	
大分類I 卸売業、小売業のうち卸売業	
大分類L 学術研究、専門・技術サービス業のうち学術・開発研究機関	
大分類M 宿泊業、飲食サービス業のうち宿泊業	
大分類O 教育、学習支援業（国公立を除く。）	
大分類R サービス業のうち、通信回線等を利用して、集約的に顧客サービス等の業務を行うもの（コールセンター）	

別表第2（第6条関係）

区分	補助金限度額	
	事業所の新設、増設、移設に伴う合併処理浄化槽等の設置	既設事業所の合併処理浄化槽等の更新

5人槽	455,000円	303,000円
7 "	620,000円	413,000円
10 "	885,000円	590,000円
11～15 "	1,095,000円	730,000円
16～20 "	1,468,000円	979,000円
21～25 "	1,745,000円	1,163,000円
26～30 "	2,135,000円	1,423,000円
31～40 "	2,371,000円	1,581,000円
41 " 以上	2,996,000円	1,997,000円

- 様式第 1 号 (第 7 条関係)
- 様式第 2 号 (第 8 条関係)
- 様式第 3 号 (第 8 条関係)
- 様式第 4 号 (第 9 条関係)
- 様式第 5 号 (第 9 条関係)
- 様式第 6 号 (第 10 条関係)
- 様式第 7 号 (第 11 条関係)